

### III. 我が国のスポーツ推進体制

我が国のスポーツ推進体制の在り方を検討するに当たり、スポーツ行政を担う中央省庁（以下、「スポーツ関係府省庁」という。）、独立行政法人、スポーツ団体等における役割・機能を整理するとともに、地方自治体及びスポーツ団体に対するヒアリング調査を実施し、我が国のスポーツ推進体制の現状と課題を整理した。

我が国のスポーツ推進体制上の課題の一つは、地域スポーツ、競技スポーツ、学校体育・運動部活動等の学校でのスポーツなど多岐にわたる対象分野をどのように連携・調整し、充実を図っていくかということにある。こうした課題を、スポーツ庁を設置することによっていかに解決していくことができるかを検討することが必要であると考えられる。そのような観点から、スポーツ庁の役割・機能を検討し、スポーツ推進体制を考えていくことが重要である。

#### 1. 国・地方自治体・スポーツ団体等の役割・機能

##### (1) スポーツ関係府省庁の役割・機能

我が国の中央府省庁におけるスポーツ行政は、文部科学省を中心に、高齢者や障害者のスポーツに関する行政サービスをつかさどる厚生労働省、フィットネス産業やスポーツ用品業などのスポーツ産業に関する政策を展開する経済産業省、国立公園や都市公園の管理を行う国土交通省など、複数の府省庁にスポーツ関連の業務や権限が存在している。スポーツ関係府省庁の主なスポーツ振興施策は次のようにまとめることができる。

図表 主なスポーツ関係府省庁及び施策

府 省 庁	施 策
文部科学省	全般的なスポーツの振興、スポーツ基本計画の推進など
厚生労働省	生活習慣病対策としての国民健康づくり、障害者及び高齢者のスポーツ活動の振興など
外務省	スポーツを通じた国際交流など
経済産業省	フィットネス産業やスポーツ用品業なども含めたサービス産業支援など
国土交通省	都市公園等の整備・管理など
観光庁	スポーツツーリズムの推進など
環境省	自然公園等の施設設備など
内閣府	体力・スポーツに関する世論調査など

また、スポーツ関係府省庁及び当該府省庁各課のスポーツに関連する所掌事務については以下の通りである（観光庁及び観光庁各課の所掌事務については、「VI. 我が国の中央省庁組織及び観光庁と消費者庁に係るケーススタディ」にて詳述する）。

### <文部科学省設置法><sup>1</sup>

(所掌事務)	
第四条	文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
七十六	スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
七十七	スポーツのための助成に関すること。
七十八	国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業に関すること。
七十九	スポーツに関する競技水準の向上に関すること。
八十	スポーツ振興投票に関すること。

### <文部科学省組織令が規定する各課の所掌事務><sup>2</sup>

課名	所掌事務
スポーツ・青少年企画課	<p>(スポーツ・青少年企画課の所掌事務)</p> <p>第七十九条 スポーツ・青少年企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 スポーツ・青少年局の所掌事務に関する総合調整に関すること。</p> <p>二 スポーツの振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。</p> <p>三 スポーツのための助成に関すること（スポーツ振興課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四 公立及び私立のスポーツ施設の整備（公立の学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。）に関する指導及び助言に関すること。</p> <p>五 公立のスポーツ施設の整備（学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。）のための補助に関すること。</p> <p>六 私立学校教育の振興のための学校法人（放送大学学園を除く。）その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（体育施設の整備に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>七 スポーツ振興投票に関すること。</p> <p>八 中央教育審議会スポーツ・青少年分科会の庶務に関すること。</p> <p>九 独立行政法人評価委員会スポーツ・青少年分科会の庶務に関すること。</p> <p>十 独立行政法人日本スポーツ振興センターの組織及び運営一般に関すること。</p> <p>十一 前各号に掲げるもののほか、スポーツ・青少年局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
スポーツ振興課	<p>(スポーツ振興課の所掌事務)</p> <p>第八十条 スポーツ振興課は、次に掲げる事務（第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事務にあつては、競技スポーツ課及び参事官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>一 スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。</p> <p>二 スポーツのための補助に関すること。</p> <p>三 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業に関すること。</p> <p>四 スポーツの振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>五 体力の保持及び増進の推進に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、スポーツに係る専門的、技術的な指導</p>

1 平成十一年七月十六日法律第九十六号（最終改正：平成二四年八月二二日法律第六十七号（未施行））。

2 平成十二年六月七日政令第二百五十一号（最終改正：平成二五年六月二六日政令第一八九号）。

	及び助言を行うこと。 七 スポーツの指導者その他の関係者に対し、スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
競技スポーツ課	(競技スポーツ課の所掌事務) 第八十一条 競技スポーツ課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 スポーツに関する競技水準の向上に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。 二 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業のうち、オリンピック競技大会、国民体育大会その他の国際的又は全国的な競技水準において行われるものに関する事。
学校健康教育課	(学校健康教育課の所掌事務) 第八十二条 学校健康教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関する事。
青少年課	(青少年課の所掌事務) 第八十三条 青少年課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 青少年教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事。 二 青少年教育のための補助に関する事。 三 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関する事。 四 公立及び私立の青少年教育施設の整備に関する指導及び助言に関する事。 五 公立の青少年教育施設の整備のための補助に関する事。 六 文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事。 七 青少年の健全な育成の推進（内閣府の所掌に属するものを除く。）のために必要な調査及び研究並びに情報及び資料の収集及び提供に関する事。 八 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、青少年教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事。 九 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、青少年教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事。
参事官	(参事官の所掌事務) 第八十四条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務（第一号、第二号、第四号、第五号、第八号及び第九号に掲げる事務にあっては、競技スポーツ課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。 一 青少年スポーツ（学校における体育を含む。以下この条において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事。 二 青少年スポーツのための補助に関する事。 三 学校における体育の基準（初等中等教育の教材に係るものを除く。）の設定に関する事。 四 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業（青少年スポーツに係るものに限る。）に関する事。 五 青少年スポーツの振興に係る国際文化交流の振興に関する事（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。 六 青少年の健全な育成の推進に関する事（内閣府及び青少年課の所掌に属するものを除く。）。 七 青少年の体力の保持及び増進の推進に関する事。 八 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、青少年スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事。 九 教育関係職員、スポーツの指導者その他の関係者に対し、青少年スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事。

### <厚生労働省設置法><sup>3</sup>

(所掌事務)	
第四条	厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
七十四	児童の心身の育成及び発達に関すること。
七十六	児童の福祉のための文化の向上に関すること。
七十九	児童の保健の向上に関すること。
八十七	障害者の福祉の増進に関すること。
八十八	障害者の保健の向上に関すること。
九十	老人の福祉の増進に関すること。
九十一	老人の保健の向上に関すること。

### <厚生労働省組織令が規定する各課の所掌事務><sup>4</sup>

課名	所掌事務
社会・援護局 障害保健福祉部 企画課	(企画課の所掌事務) 第百九条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 二 障害者の福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関すること(社会福祉法第五十六条第一項の規定による報告の徴収及び検査に関すること並びに障害福祉課の所掌に属するものを除く。) 十三 福祉用具の研究、開発及び普及の促進並びに適切な利用の確保に関すること(老健局の所掌に属するものを除く。) 十四 障害者の社会経済活動への参加の促進に関すること(職業安定局及び職業能力開発局の所掌に属するものを除く。)
社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課	(障害福祉課の所掌事務) 第百十条 障害福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 身体障害者の福祉の増進に関すること(企画課の所掌に属するものを除く。) 二 知的障害者の福祉の増進に関すること(企画課の所掌に属するものを除く。) 三 精神障害者(知的障害者を除く。第六号において同じ。)の福祉の増進に関すること(企画課の所掌に属するものを除く。) 四 知的障害児、身体障害児及び重症心身障害児の福祉の増進に関すること(企画課の所掌に属するものを除く。)
老健局 振興課	(振興課の所掌事務) 第百十六条 振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 老人の福祉及び保健並びに介護保険に関する事業の発達、改善及び調整に関すること(総務課及び高齢者支援課の所掌に属するものを除く。) 二 福祉用具の研究、開発及び普及の促進並びに適切な利用の確保に関すること(老人に係るものに限る。)

### <外務省設置法><sup>5</sup>

(所掌事務)	
第四条	外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
一	次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。
ニ	文化その他の分野における国際交流
二	日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)に関する政務の処理に関すること。
三	日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み(以下「国際機関等」という。)への参加並びに国際機関等との協力に関すること。

<sup>3</sup> 平成十一年七月十六日法律第九十七号(最終改正:平成二五年一月一三日法律第一〇九号)

<sup>4</sup> 平成十二年六月七日政令第二百五十二号(最終改正:平成二五年一月二六日政令第三五八号)

<sup>5</sup> 平成十一年七月十六日法律第九十四号(最終改正:平成一六年四月一四日法律第二八号)

<外務省組織令が規定する各課の所掌事務><sup>6</sup>

課名	所掌事務
大臣官房 文化交流・海外広報課	(文化交流・海外広報課の所掌事務) 第二十六条 文化交流・海外広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。 八 スポーツの国際交流に関すること。

<経済産業省設置法><sup>7</sup>

(所掌事務) 第四条 経済産業省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 四 企業間関係その他の産業組織の改善に関すること。
---

<経済産業省組織令が規定する各課の所掌事務><sup>8</sup>

課名	所掌事務
商務情報政策局 サービス政策課	(サービス政策課の所掌事務) 第八十五条 サービス政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 経済産業省の所掌事務のうちサービス業に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 二 経済産業省の所掌に係るサービス業に関する事務の総括に関すること。 三 経済産業省の所掌に係るサービス業の発達、改善及び調整に関すること(資源エネルギー庁及び製造産業局並びに他課の所掌に属するものを除く。) 四 博覧会、展示会その他参考品及びこれに類するものの収集及び展示紹介に関すること。 五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の施行に関すること
商務情報政策局 ヘルスケア産業課	(ヘルスケア産業課の所掌事務) 第八十七条 ヘルスケア産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 経済産業省の所掌に係るヘルスケア産業(健康の保持及び増進に資する商品の生産若しくは販売又は役務の提供を行う産業をいう。)の発達、改善及び調整に関すること(製造産業局並びに情報通信機器課及び文化情報関連産業課の所掌に属するものを除く。) 二 第九条第三号及び第十六号に掲げる事務であって、次に掲げる物資に関するものに関すること。 医療用機械器具 福祉用具

<国土交通省設置法><sup>9</sup>

(所掌事務) 第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 四十八 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理(皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあっては、これらの整備に限る。)に関すること。 四十九 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること。
---

6 平成十二年六月七日政令第二百四十九号(最終改正:平成二五年五月一六日政令第一四三号)

7 平成十一年七月十六日法律第九十九号(最終改正:平成二四年八月二二日法律第五九号)

8 平成十二年六月七日政令第二百五十四号(最終改正:平成二六年一月一七日政令第一三号)

9 平成十一年七月十六日法律第百号(最終改正:平成二五年一月二四日法律第九二号)

<国土交通省組織令が規定する各課の所掌事務><sup>10</sup>

課名	所掌事務
都市局 公園緑地・景観課	(公園緑地・景観課の所掌事務) 第九十条 公園緑地・景観課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理（皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあっては、これらの整備に限る。）に関する事（都市安全課の所掌に属するものを除く）。 二 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する事。

<環境省設置法><sup>11</sup>

(所掌事務) 第四条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 十三 自然公園及び温泉の保護及び整備並びにこれらに関する事業の振興に関する事。 十四 景勝地及び休養地並びに公園（都市計画上の公園を除く。）の整備に関する事。
--

<環境省組織令が規定する各課の所掌事務><sup>12</sup>

課名	所掌事務
自然環境局 総務課	(総務課の所掌事務) 第三十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 四 国立公園に関する公園事業その他の自然環境局の所掌に属する事業に係る施設の整備に関する助成及び指導並びに当該施設の工事の実施に関する事。 六 自然公園及び温泉に関する事業の振興に関する事。 七 自然公園並びに景勝地、休養地及び公園に係る観光及び休養に関する調査に関する事。
自然環境局 国立公園課	(国立公園課の所掌事務) 第四十条 国立公園課は、自然公園の保護及び整備に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

<内閣府設置法><sup>13</sup>

(所掌事務) 第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。 十四 青少年の健全な育成に関する事項 三十九 世論の調査に関する事。 五十四の三 公益社団法人及び公益財団法人に関する事。
--

<内閣府本府組織令が規定する各課の所掌事務><sup>14</sup>

課名	所掌事務
大臣官房	(大臣官房の所掌事務) 第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 三十四 世論の調査に関する事。
政策統括官	(政策統括官の職務)

<sup>10</sup> 平成十二年六月七日政令第二百五十五号（最終改正：平成二五年一月二七日政令第三七〇号）

<sup>11</sup> 平成十一年七月十六日法律第百一号（最終改正：平成二四年六月二七日法律第四七号）

<sup>12</sup> 平成十二年六月七日政令第二百五十六号（最終改正：平成二五年一月六日政令第三三七号）

<sup>13</sup> 平成十一年七月十六日法律第八十九号（最終改正：平成二五年一月一三日法律第一〇九号）

<sup>14</sup> 平成十二年六月七日政令第二百四十五号（最終改正：平成二六年一月一六日政令第六号）

	<p>第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。</p> <p>カ 青少年の健全な育成に関する事項</p>
大臣官房 企画調整課	<p>（企画調整課の所掌事務）</p> <p>第十四条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>二十 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。</p>
大臣官房 政府広報室	<p>（政府広報室の所掌事務）</p> <p>第十八条 政府広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>二 世論の調査に関すること。</p>

また、文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省その他の関係行政機関で、スポーツ関連施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとして、「スポーツ基本法」（平成23年法律第78号）第30条に基づきスポーツ推進会議が設置されている。

## (2) 独立行政法人・スポーツ団体の役割・機能

我が国のスポーツ推進には、文部科学省を中心としたスポーツ関係府省庁、独立行政法人、スポーツ団体、地方自治体等の様々な主体が関わっている。このうち、主な独立行政法人及びスポーツ団体の役割・機能は以下のとおりである。

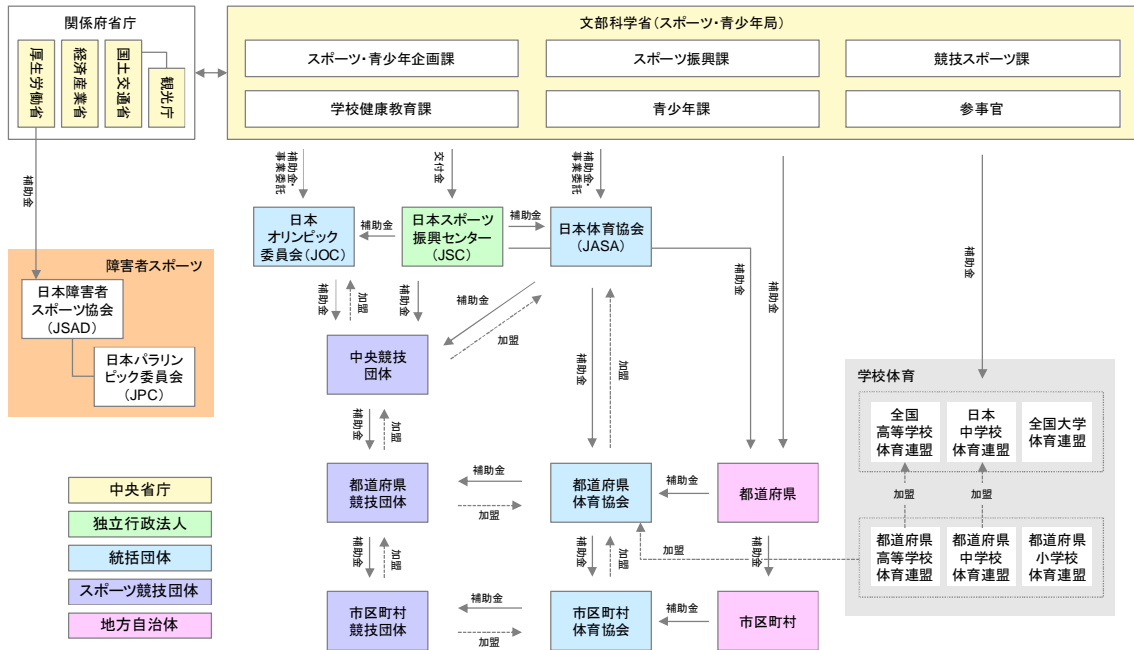
図表 スポーツ施策に係る独立行政法人・スポーツ団体とその役割・機能

団体名	所管省庁	主な役割・機能
独立行政法人 日本スポーツ振興センター	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的・専門的機関。</li> <li>・ スポーツ界全体の連携・協働に資するよう、保有する人的資源、物的資源を活用して助成機能、情報機能を提供。これらを相互に連携させ、一体的かつ効果的・効率的に業務を推進する方策を検討。</li> </ul>
公益財団法人 日本体育協会	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のスポーツ組織の基盤整備及び地域スポーツクラブの育成の支援、スポーツ指導者の育成、スポーツに関する普及啓発を図るための広報、スポーツ振興の拠点となる施設の管理運営及び賃貸を実施。</li> </ul>
公益財団法人 日本オリンピック委員会	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ナショナルトレーニングセンターに専門スタッフを配置するなどの選手強化事業、国立スポーツ科学センターと連携し、選手や指導者に必要なサポートや情報提供などを行うスポーツ情報・医・科学連携事業等を実施。</li> </ul>
公益財団法人 日本障害者スポーツ協会	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者スポーツ大会の開催及び奨励、障がい者スポーツ指導者の育成、障がい者スポーツ団体及び関連団体との連絡・調整を図り、障がい者スポーツの普及・振興を推進。</li> </ul>
公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドーピング防止施策の策定、ドーピング防止事業、検査員養成事業、ドーピング防止に関する教育・啓発活動、ドーピング防止活動に関わる情報の管理・収集・提供等を実施。</li> </ul>

(順不同)

なお、我が国のスポーツ関係府省庁及びスポーツ団体等の関連性は以下のように示すことができる。

図表 スポーツ関係府省庁及びスポーツ団体等との関連



資料) 日本体育協会「スポーツ指導者テキスト」を基に、新日本有限責任監査法人が作成。



## 2. 現状のスポーツ推進体制の課題

本節では、独立行政法人及びスポーツ団体並びに地方自治体に対するヒアリング調査を通じて得られた意見を、次の区分で整理している。

- (1) スポーツ行政の推進における現状と課題
- (2) 国及び地方自治体におけるスポーツ推進体制の課題
- (3) スポーツ推進のための財源の確保
- (4) スポーツ庁の設置に当たっての課題
- (5) その他の課題

なお、「(1)スポーツ行政の推進における現状と課題」については、スポーツ基本計画第3章で掲げる7つの政策課題に分けて整理している。また、(2)以下では、政策課題をまたがる横断的課題等について整理している。

### (1) スポーツ行政の推進における現状と課題

#### ① 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

##### <独立行政法人及びスポーツ団体>

###### (指導者の確保)

- ・ 教員のリソース不足をカバーするために地域の指導者人材を部活動に活用することが考えられるが、十分にできていない。
- ・ 部活動では、競技ごとに専門の教員を配置できず、今まで経験のない競技の顧問となることもあり、競技力強化の観点から課題がある。
- ・ 部活動の指導が課外活動として位置付けられている（授業として位置付けられていない）。そのため、教員のボランティアな取組になっており、専門人材が配置できない。
- ・ 部活動以外の業務が多忙であるため、教員のリソースを部活動に十分活用できていない。対応策としては、退職教員の活用や、総合型地域スポーツクラブからの指導者派遣などが考えられる。

###### (指導者の育成)

- ・ 専門的な技術・知識を持つ教員は限られており、高校で専門的な指導を行うのは困難である。また、部活動運営が大学の講座として設定されておらず、研修プログラムもないので、専門的に指導できる人材の育成ができない。

###### (部活動と総合型地域スポーツクラブとの連携)

- ・ 地域でのスポーツ振興に際しては、施設や人材などの資源を有する学校を活用して、学校と総合型地域スポーツクラブ及び民間事業者との連携体制をいかにして構築するかが重要である。しかし、現状では、学校の部活動と総合型地域スポーツクラブとの

連携は乏しい。学校と民間事業者の連携に関しても、学校から民間に対するサポート人材の派遣要請をしても条件面が合わずうまくいかないなど、学校と総合型地域スポーツクラブや民間事業者等との連携が必ずしもうまくいっていない。

- ・ 都市部と比べて地方では特に人材のリソースが限られることから、部活動と総合型地域スポーツクラブが双方の人材をうまく活用し、スポーツができる機会を増加するような連携体制の構築が必要である。

### <地方自治体>

(学校体育・部活動の位置付け)

- ・ 部活動は、学校教育の一環であり、生徒指導とともに人間形成の場として位置付けられるものである。そのため、学校教育の体系から部活動を外すことは難しい。
- ・ 部活動を人間形成の場として位置付けているとしても、競技力向上（トップアスリーの育成）をスポーツクラブの活動を中心として行っていくということではない。必ずしも部活動しか認めないとか、クラブ活動は認めないということではない。競技の特性によっては、部活動だけで育成できるものではないので、部活動とクラブ活動を両立させていくことが必要である。
- ・ 学校体育の中で、しっかりと礼儀などを教えて、社会に出たときに活かしていけるようにすることが必要である。

(指導者の確保)

- ・ 教員数の減少に伴い、サッカーや野球といった部活動でも顧問を置けない状況が出始めている。
- ・ 部活動の指導に関して、国の補助を利用して外部の人材を活用している。登録制で何百人か登録しているが、ほとんどがボランティアで、有料の部分は国の補助を受けて指導者を派遣している。
- ・ 外部指導者（体育大学の大学生や非常勤講師）を派遣しているが、交通費程度の報酬でボランティアに近い。外部指導者の活用を進めていくに当たっては、しっかりとした体制を整備する必要がある。
- ・ 専門性のある教員であっても、組織や異動先の事情で専門性を活かせる部活動の顧問を受け持つことができないことがある。

### ② 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

#### <独立行政法人及びスポーツ団体>

(障害者スポーツの推進)

- ・ 障害者スポーツの推進については、健常者スポーツと比較して、地域での推進体制が

整備されていない。自治体では、障害者スポーツを、障害者福祉政策の一環として位置付けており、障害者の自立支援・社会参画に関わる様々な事業の中に障害者スポーツがある。そのため、障害者スポーツの振興に係る事業は、障害者施策の複数ある事業のメニューの中から選択する事業となっていることが多い。

#### <地方自治体>

(ライフステージに応じたスポーツ機会の促進)

- ・ 健康のためにスポーツをしようと思ってもらえることが生涯スポーツでは大事なことであるが、20代、30代で仕事も忙しくなり、特に女性の場合、仕事と子育てを両立しながら、さらにスポーツクラブに行くということは難しい。

### ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

#### <独立行政法人及びスポーツ団体>

(総合型地域スポーツクラブの育成)

- ・ 総合型地域スポーツクラブの自立を促すために、日本体育協会や都道府県体育協会がどのように指導・助言をしていくかが課題である。総合型地域スポーツクラブの自立を促すためには、総合型地域スポーツクラブでスポーツをする人を増やす必要があり、事業を充実させてリピーターを増やしていくことが必要である。
- ・ 企業の施設を住民に活用してもらい取組や企業のノウハウを持った指導的立場の方に参画してもらい取組など、総合型地域スポーツクラブと高校・大学・民間企業との連携が、クラブの育成やスポーツ振興を進めていく上で重要である。

(指導者の確保)

- ・ 地方でスポーツを推進するための主要な課題として、指導者人材の確保が挙げられる。地方では指導者として活動できる環境が少ないため人材が育ちにくい。また、指導者人材は都市に集中してしまうため、地方では人材そのものが不足している。地方ではスポーツ関連の事業がなく、資格があっても活躍する場所がないことから指導者を辞めてしまう状況にあり、市町村等が実施する地域の事業を同時に増やすことも重要である。
- ・ 種目によっては審判や指導者が少ないため、地域の中でそれらの人材を賄うことができず、中央競技団体との連携が不可欠である。

(スポーツ施設の確保・利用)

- ・ 総合型地域スポーツクラブの利用できる施設が十分でない。
- ・ 総合型地域スポーツクラブが利用する施設として学校の体育施設の利用促進が重要であるが、なかには、学校は教育活動の場であるという理由でクラブに対して閉鎖的な

態度をとる教育委員会があるなど、総合型地域スポーツクラブに対する学校体育施設の開放が十分でない。

- ・ 学校の施設を開放している場合でも、その運用に際して、既に施設を利用している団体と新たに施設を利用したい団体との調整が難しいケースが発生している。
- ・ 地域には利用できるスポーツ施設がありながら、効果的・効率的に利用されていない。
- ・ 指定管理者制度等で住民のスポーツ施設利用は伸びてきているが、自治体による利用条件などの制約もあり、十分に進んでいない。

(地域スポーツにおける連携体制の構築)

- ・ 地域における施設や指導人材の不足をカバーするために、地域で独自に企業と連携するケースや企業が社会貢献の一環として独自に取り組むケースはあるが、そのような連携事例はまだまだ少なく、地域での民間企業、大学等との連携体制を構築することが課題である。

## <地方自治体>

(総合型地域スポーツクラブの育成)

- ・ 総合型地域スポーツクラブの将来のあるべき姿について、いかに競技性を持たせたクラブを設置できるかが今後の課題である。海外では総合型地域スポーツクラブで実力を磨く環境があるというが、いまだ日本では、地域の住民が平等に広く楽しめる環境を目指すといったレベルである。総合型地域スポーツクラブに競技性を持たせなければ住民の加入は進まない。

(総合型地域スポーツクラブの運営人材の確保)

- ・ 総合型地域スポーツクラブの事務局機能を担う人材が不足しており、クラブの設置自体がなかなか進んでいない。また、運営に関しては資金の面からも難しく、多くはスポーツ推進委員などがボランティアで世話をしている。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの指導者も事務局と同様に、普段は仕事をしながら、主に土日みのみのサポートである。

(障害者スポーツに関する指導員の育成)

- ・ 障害者スポーツの指導者の育成のために、指導員資格の取得を促進することが必要である。

(スポーツ施設の確保・利用)

- ・ 総合型地域スポーツクラブは定期的に場所を確保する術がない。「施設を使いたい」、「場所を確保したい」という声をよく聞く。指導者の確保よりも場所の確保を優先し

なければならない状況にある。

- ・ スポーツ施設の利用状況はフル稼働の状態である。施設利用に関して他の市町村と連携して効率的な利用を促すといった取組はなされていない。スポーツ施設の利用状況を改善する目的で学校施設を開放している自治体もあり、学校との連携が必要である。

#### (スポーツ施設の維持管理)

- ・ スポーツ施設の維持管理、老朽化対策の予算が不足している。スポーツ関連予算の大半を占める施設整備費は毎年一定程度必要であるため、逼迫する財政状況で、予算削減が進められる中では、スポーツ政策に充てる予算を削るしかない。
- ・ 利用率の高い施設であっても廃止が検討されるなど、スポーツの振興を押し進められなくなることを懸念する。

#### (障害者スポーツ施設の整備)

- ・ 都道府県でも、障害者に対応する充実した設備を備えているところは数える程度である。市町村レベルの体育館、スポーツ施設ではそれ以上に整備されていない。
- ・ 体育館でも、バリアフリー化されていないところがあるため、必ずしも健常者が使う施設をそのまま障害者が使えるわけではない。施設整備に掛ける予算が確保できないことが要因である。

#### (スポーツ施設の管理に対する行政の連携)

- ・ スポーツができる施設の管理は、多くの自治体では公園等を管理する部局が所管しているため、スポーツを所管する部局では、スポーツ施設に充てる予算を確保することができない。スポーツの振興に当たり、施設の管理はスポーツを所管する部局と公園管理部局等とが連携して取り組んでいくことが必要である。

#### (地域スポーツにおける連携体制の構築)

- ・ 自治体全体でのスポーツの振興が必要となってきたことを受け、スポーツ関係団体、企業、スポーツ推進委員、施設管理者等とのネットワークの強化を進める動きが見られる。横の連携を構築し、一体となったスポーツ振興への取組が必要である。

#### (障害者スポーツとの連携体制の構築)

- ・ 障害者スポーツは福祉部門が所管しているが、イベント等で連携することはほとんどない。スポーツ庁ができることで障害者スポーツとの一元化への期待もある。
- ・ スポーツ推進計画では、障害者スポーツや高齢者スポーツに係る取組についても記載されているが、必ずしもすぐに連携できる状態にはない。縦の仕切りが強いことが要因であるが、これからいかに福祉部局と連携していくかを検討することが必要である。

#### ④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

##### <独立行政法人及びスポーツ団体>

(トップアスリートの育成)

- ・ トップアスリートを育成するためには、裾野が必要であるという意見があるが、必ずしもそうではない。例えば、レスリングの競技者が増えているが、アスリートが活躍したことが理由だと考えられる。チーム競技と個人競技の差はあるが、最初から裾野を形成することは容易ではない。

(障害者アスリートの安全の確保)

- ・ パラリンピックが文部科学省の所管になることが示されたが、単にこれまでのスポーツ・青少年局をスポーツ庁に格上げするだけではすまない。パラリンピックを扱うとなると、障害者の医療の問題との線引きをする必要がある。

##### <地方自治体>

(障害者アスリートの育成)

- ・ 障害者アスリートの育成・強化を国としてどう取り組んでいくのか。今後、省庁間で垣根を越えた取組がなされると思うが、国としての競技団体の育成支援については問題意識を持っている。例えば、障害者アスリートも健常者と同じようにナショナルトレーニングセンター（NTC）を使わせてほしい、といった要望も出されているが、一部の競技にとどまっている。
- ・ 障害者の競技スポーツについては、健常者スポーツと比較して、指導面でも施設利用面でも支援・強化体制が不足している。オリンピックには県レベルで強化指定があるがパラリンピックにはなく、国立スポーツ科学センター（JISS）/ナショナルトレーニングセンター（NTC）はオリンピック選手が使用していないときに使用できるようになったが、施設が障害者用に整備されていない。常にオリンピック選手が優先され、パラリンピック選手の施設の利用計画も立てられない。
- ・ 障害者スポーツの研究を促進する環境が整備されていないため、研究者も少なく、研究が進んでいないことも課題である。

## ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

### <独立行政法人及びスポーツ団体>

#### (スポーツを通じた国際交流の促進)

- ・ スポーツを通じた国際交流は、国に期待する役割が大きく、スポーツに関する国際的な交流・文化・観光を一体的に推進する体制を作るべきである。
- ・ スポーツを通じた国際交流は、文化を通じた交流などと比較すると、活動・予算の両面について現在十分でないため、今後、国民レベル及び青少年レベルでのスポーツを通じた国際交流を促進していくことが必要である。
- ・ 地方の都道府県、市町村レベルでは姉妹都市があり、その交流の中にスポーツが盛り込まれているが、国の政策としてスポーツを通じた国際交流を推進するシステムは十分ではなく、今後、若い世代に国際感覚を植え付けるために、諸外国との交流を推進できればよい。国際交流には政府間での大筋の合意を取った上で、民間レベルでスポーツや文化の交流を図っていくことが想定される。
- ・ スポーツ庁が設置された場合には、スポーツに関する諸外国との交流についての全体コントロールをしながら外務省を通じて当該国との連携をまず図り、安全、セキュリティの問題、交流する条件、提供する情報、受領する情報などの大筋のコンセンサスをとってもらいたい。

#### (国際競技大会の招致・開催)

- ・ 国際関係の大会に関して、国による招致活動を戦略的に行うべきである。特に今回のオリンピックの招致メンバーが、例えば、女子ワールドカップサッカーなどの今後の国際大会の招致活動に関わらないのは諸外国では例がなく、諸外国ではスポーツ庁のような機関が、どの競技団体の世界大会の招致活動にも必ず関与する体制になっている。日本についても各競技団体に任せるのではなく、国がイニシアティブを持って招致活動を行う体制を作り、国としてどのタイミングでどのような大会を開催することがトータルとしてメリットがあるのかを考えることが必要である。
- ・ 国際大会の誘致はスポーツ庁に期待する部分である。国際大会を日本で開催して、スポーツ庁で開催地の振り分けを行うことを期待する。
- ・ スポーツ庁に期待することは、競技スポーツの振興という意味では、国際大会も含めてスポーツの大きな大会が開かれることである。各地で確実に大きな大会が開かれるような仕組みになれば、競技スポーツの振興に寄与する。

## ＜地方自治体＞

(スポーツを通じた国際交流の促進)

- ・ スポーツ、文化、観光の親和性はある。スポーツで国際的な交流を促す取組についてもスポーツ庁で検討できればよい。スポーツで国際的な交流を促すためのモデルケースがあるとイメージもしやすく、各都市での取組に活かすことができる。

(国際競技大会の招致・開催)

- ・ 施設の整備が進まなければ国際大会等のスポーツイベントの招致にも影響を及ぼしかねない。

## ⑥ ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

### ＜地方自治体＞

(ガバナンス体制の強化、自立促進)

- ・ 競技団体については、活動を行っていく上で助成制度を活用していくことが必要である。国からの補助金などについて、柔軟性のある活用をしたいというニーズがあるが、そのためには、ガバナンス強化に向けた体制作りが重要であるとともに、競技団体の自立促進に向けた体制を作らなければならない。

## ⑦ スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

### ＜独立行政法人及びスポーツ団体＞

(トップアスリートと地域の連携)

- ・ トップアスリートが地域の子どもたちと触れ合う機会をもっと増やしていくことが必要である。

### ＜地方自治体＞

(トップアスリートと地域との連携)

- ・ トップアスリートとの連携に関しては、トップチームの選手や元アスリートを部活動やイベント等に派遣する取組を自治体で実施している。トップアスリートの学校派遣等はスポーツを楽しむ、スポーツに触れる機会を作ることが主目的であり、競技力の向上と結び付ける取組とすることは困難である。
- ・ 競技団体の拠点が東京に集中し、地方で競技団体を通じて派遣事業等を行いつらい。

(トップアスリートのセカンドキャリア)

- ・ トップアスリートのセカンドキャリアの検討が喫緊の課題である。トップアスリート



であっても、引退後に仕事を得ることができなければ生活していくことが困難な状況であり、自治体として、総合型地域スポーツクラブでの雇用など、総合型地域スポーツクラブ、あるいはNPO法人など地域で支える仕組みの検討が必要である。

## (2) 国及び地方自治体におけるスポーツ推進体制の課題

### <独立行政法人及びスポーツ団体>

(スポーツ政策の推進)

- ・ 政策の理念的な部分で「スポーツに関する用語や定義の一元化を図るべき」、「スポーツを楽しむ土壌を作るべき」、「スポーツの価値を社会的に高めていく政策に取り組むべき」、「身体運動の価値を発信することにより重要性を認識させるべき」などが求められている。

(国と地方自治体等の連携)

- ・ スポーツ行政に関わる国・都道府県・市町村等の関係者間での役割分担、企業との連携が課題である。
- ・ 地域の現場からの意見やアイデアを国が吸い上げて別の地域でも共有できるようにすべきである。スポーツ政策を推進する現場からの意見やアイデアを吸い上げ、国で横展開を睨んだ検討を行い、別の地域でも共有できるようになるとよい。
- ・ 地域のリソース（予算、人材）が限られているため、国は、地方自治体の特徴を活かした地域独自の取組を支援する体制を構築すべきである。共通的なスポーツ政策を実施しようとするのではなく、地域におけるスポーツ政策の取組については地域に委ねて、その地域が作ったプログラムに経済的、人的な支援をすることが望ましい。
- ・ スポーツ行政を考えた時に、地方まで一色にしようというのは難しい。むしろ特徴を持って各自自治体が違う事をした方がよい。総論的な部分は共通にするべきだが、それ以外のところは違ってしかるべきだと考える。

### <地方自治体>

(地方でのスポーツ推進体制の現状)

- ・ 首長部局がスポーツを所管する地方自治体は、スポーツに関わる部署や業務等の一元化を進め、観光や文化を所管する部局との結びつきを強めることで、一体的な取組の中で地域の活性化、街づくりを狙っている。スポーツに関わる部署や業務等を一元化したことによって、部局内での意思決定がスムーズになっているが、学校体育や部活動の部分については教育委員会との連携が必要である。
- ・ 教育委員会がスポーツを所管する地方自治体は、学生に対するスポーツ振興の面でメリットがある。他方、担当部局を首長部局に移管することによって、学校体育との関係が希薄になることを懸念する。

- ・ スポーツ施策の推進に当たって、学校体育をどうするかが一番の問題である。教育委員会と首長部局とでコミュニケーションを取り、学校体育をどう位置付けていくか、スポーツ施策とどのような連携を図れるかについて検討していくことが必要である。
- ・ トップアスリートの育成は重要であるが、中高生は部活動が中心になっている。部活動が教育委員会の所管であるため、トップアスリートの育成に係る具体的な取組は教育委員会にお任せ状態にある。競技スポーツ部門と教育委員会との連携が必要である。
- ・ 部活動が競技力向上の一助となっている。そのため、部活動と競技力向上（トップアスリートの育成）とを所管する部局が分散することを懸念する。

#### （地方でのスポーツ推進体制の在り方）

- ・ 地方自治体ごとにスポーツ施策に関する歴史的な経緯が異なるため、それぞれにスポーツ施策の進めやすい体制がある。体制は地方自治体によって違ってしかるべきで、ひとつに集約できる地方自治体もあるとは思うが、それぞれがやりやすい形であることが重要である。
- ・ 国がスポーツ行政の一元化を進めたとしても、地方自治体で簡単に一元化できるわけではない。スポーツによる目的があまりにも多岐にわたっているので、業務の面でどこまで一元化できるかは検討が必要である。

#### （庁内外での連携体制の構築）

- ・ 地方自治体の中には、庁内連絡協議会を設置して、スポーツ施策に係る各局の取組状況の進行管理、事業の改善に向けた検討を総合的に進めているところもある。傘下の市町村、スポーツ関係団体との連携を図るために、毎年 2 回、傘下の市町村の主管課長を集めた会議を開いて、施策についての情報提供や協力要請を行っている。

#### （国と地方自治体等の連携）

- ・ 地方におけるスポーツの推進に係る予算・人・資源の問題等について、地方自治体から国への改善要望があまり聞き入れられない。改善された部分もあるが、国の対応は遅い。国と地方自治体とのコミュニケーションの改善に向けた取組が必要である。

### （3）スポーツの推進のための財源の確保

#### <独立行政法人及びスポーツ団体>

##### （財源の確保）

- ・ 国の役割として、競技スポーツに対する育成メニューの充実化だけではなく、トップアスリート育成と裾野拡大の両方を睨んだ資金の配分が重要である。現在、国の補助金、独立行政法人日本スポーツ振興センターの補助金・基金など、資金がスポーツ団体に流れるルート（事業）が錯綜しているが、国からの資金が流れるルートを整備し、

効果的かつ効率的に資金を活用できるようにする仕組みを作っていくべきである。

- ・ スポーツ団体が最も困っているのは競技大会の開催関連費用が不足していることであり、それに加えて、団体の運営費や専門的な指導者を育成する予算が不足している。
- ・ 国の補助金の自己負担分を賄えない競技団体が多く、自己負担分をスポンサーや寄付金で賄えているところはほんの少数である。
- ・ 総合型地域スポーツクラブは、スポーツ振興くじ（toto）の助成を5年間しか受けられないため、その期間内に自立を促すための取組を行っているが、実際には5年間で自立するのは難しい。

（スポーツに係る予算・評価制度の在り方）

- ・ スポーツ政策は単年度で成果が出るわけではないので、成果導出のために無駄なく効率的に資金を活用する仕組みとして、単年度単位でなく中期的な資金を活用する仕組みや、それらの取組の成果を評価する制度が必要である。

## <地方自治体>

（財源の確保）

- ・ 公立高校では、部活動の指導を外部指導者にお願いしたくても、指導者を招聘する予算を計上できないことから、ボランティアな形で外部指導者に協力をしてもらう方法しかない。また、予算の科目が決められており、他の費用を削って、指導者を招聘する予算として活用することができない。
- ・ 地方自治体では毎年のように予算策定に当たってシーリングが掛かっているなど、財政部局からの予算削減の圧力が強い。少なくなる予算の中での活動を強いられている。国や独立行政法人日本スポーツ振興センターからの支援がなければ独自予算で事業を組むことができない現状にある。

（助成制度に係る事務手続きの簡素化）

- ・ 資金の面では国やスポーツ振興くじ（toto）の助成制度があるが、事務手続きが複雑で、総合型地域スポーツクラブの事務局の能力不足もあって、なかなか活用が進んでいない。助成制度に係る事務手続き等の簡素化について国のサポートが求められている。

（補助金等交付条件の柔軟化）

- ・ スポーツイベントやスポーツ関連事業に対する国からの補助金については、交付条件に当てはまらない場合には、補助金を受けられない。スポーツイベントやスポーツの推進に関して、フレキシブルに使えるような補助金等について国からの支援への期待が高い。

#### (4) スポーツ庁の設置に当たっての課題

##### <独立行政法人及びスポーツ団体>

(スポーツ庁を設置する機関)

- ・ スポーツ庁の設置形態については、文部科学省を中心に他省庁のスポーツ関連事業を集中的に持ってくることで円滑な移行と一体的な運営が可能になる。
- ・ 文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置することで、学校体育を扱うことができるなどの選択肢が増える。
- ・ スポーツ庁の中に学校体育が含まれるか否かに関して、学校体育が含まれないとなると、現在のスポーツ青少年局が庁の体をなす規模にならない可能性がある。
- ・ 文部科学省管轄でなく、内閣府管轄にして、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、総務省といったところが健康を軸に、運動への発展を考えた結果としてアスリートが創出される。このように全体をカバーする組織とすることも考えられる。
- ・ スポーツと文化と観光は密接に関係しているので、「スポーツ・文化・観光庁」といった形態も考えられる。

(スポーツ庁の機能)

- ・ スポーツ基本計画の策定主体は文部科学省だが、実際に政策を実施する省庁は文部科学省以外にもあり、推進に支障がある。そのため、スポーツ庁に期待する機能として、一元的なスポーツ行政の仕組みを整備することにより横断的にできなかった業務（管理、許可）に取り組むこと、スポーツに関連ある分野を一緒に担当する体制を作ることが望まれる。
- ・ スポーツ政策を検討する際には、施策の優先順位を考えることが必要である。従来、スポーツ政策の推進に関する同じような取組を複数の組織で実施していたような状況があったことから、スポーツ庁を創設することで、スポーツ政策の実施に際して無駄を省き、効率性を上げるべきである。
- ・ 従来のようなスポーツ政策の担当テーマごとに原課が立案するボトムアップによるスポーツ計画の策定ではなく、スポーツ政策全体を統括する部門が中心となってトップダウンで立案する必要がある。スポーツの経験の無い行政担当者が計画を立案することは難しく、スポーツに関する専門性を有する機関を活用するべきである。

(スポーツ庁の所掌事務)

- ・ スポーツ施設の整備については、国土交通省が公園整備、公園スポーツ施設等を所管しているが、文部科学省が担うスポーツ施設の整備と一元管理することが必要である。特に、スポーツ庁が創設された場合、施設整備に係る機能・予算をスポーツ庁に集約して、ソフト事業と一体的に行うことがスポーツ政策を推進していく上で重要である。
- ・ スポーツ庁は施設整備予算も持ち、地域の細かいニーズに応えた整備とともに、国際

的な状況も踏まえて大型の施設整備も扱っていくという両面が必要である。

- ・ スポーツ政策に関わる業務を一元化しないまでも、スポーツ庁が、スポーツに関連する施策分野に関わる主体の総合調整をすること、観光や文化・施設整備等、スポーツ政策に関連する機関との連携のハブとなる仕組みを構築することが必要である。

(スポーツ政策を担う人材の育成・確保)

- ・ スポーツ政策の企画・立案・実施に関して、国・地方自治体でスポーツ・体育に関して現場を理解し専門的な知識を持つ人材が少ないため、スポーツ政策を立案するのに必要な人材の質・量の拡充が重要であり、専門的な知識を持ったスタッフや人材の採用、育成が必要である。特に、スポーツ庁を創設する場合には、民間からもマネジメント人材を登用し、マネジメントに関する民間のノウハウを活用することが必要である。

## (5) その他の課題

### <独立行政法人及びスポーツ団体>

(スポーツ産業)

- ・ スポーツ産業の市場を拡大するために、国においては、スポーツに関わる横断的な取組を統括して効率的な資金分配や施設整備を図り、スポーツ参加者を増加させるような取組をすることが期待される。
- ・ スポーツ行政を推進するに当たっては、民間の力を十分に活用しながら、国の関与を検討する（不要な規制は作らない等）ことが重要である。スポーツ産業の発展のために、利用者の観点から規制を検討していくことが重要である。

### <地方自治体>

(スポーツ産業)

- ・ スポーツ産業については規制がほとんどなく、民間が自由に参入できる市場である。産業基盤の整備や市場をいかに拡大していくかが課題である。日本では、体育という歴史の中でスポーツが進められてきた経緯があるので、これからも学校体育をスポーツと触れ合う重要な機会として活用していくために、現在、ボランティアで活動している指導者の環境の改善や設備の維持・管理の負担軽減などに、民間だけではなく、国とも連携しながら取り組むことで、スポーツが産業として成り立つような環境を整備していくことが重要である。